

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 大伸化学株式会社

【英訳名】 DAISHIN CHEMICAL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉 浦 久 毅

【本店の所在の場所】 東京都港区芝大門一丁目9番9号

【電話番号】 03-3432-5872

【事務連絡者氏名】 経営企画室長 山 口 利 美

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝大門一丁目9番9号

【電話番号】 03-3432-5872

【事務連絡者氏名】 経営企画室長 山 口 利 美

【縦覧に供する場所】 大伸化学株式会社 東京支店
(埼玉県越谷市七左町四丁目316番地)

大伸化学株式会社 大阪支店
(大阪市中央区伏見町三丁目2番6号)

大伸化学株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金25円

総額 113,331,850円

2. 効力発生日

平成27年6月29日

3. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また社内外を問わず今後も適切な人材の登用・招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第25条及び定款第32条を新設する。また、この条文の新設にともない、必要な条数の繰り下げを行う。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、杉浦久毅、石上次郎、遠藤裕良、高野展行、飯塚利明、小林進、小川昌宏の7氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、丸山淳、松井和則の2氏を選任する。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役塩川一雄氏に対し、当社の一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議に一任する。

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬を年額250,000千円以内（うち、社外取締役20,000千円以内）、監査役の報酬額を年額40,000千円以内とする。なお、取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務役員の使用人としての給与は含まないものとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金処分の件	3,970	2	0	(注)1	可決 99.9(%)
第2号議案 定款一部変更の件	3,970	2	0	(注)3	可決 99.9(%)
第3号議案 取締役7名選任の件				(注)2	
杉浦 久毅	3,970	2	0		可決 99.9(%)
石上 次郎	3,966	6	0		可決 99.8(%)
遠藤 裕良	3,966	6	0		可決 99.8(%)
高野 展行	3,966	6	0		可決 99.8(%)
飯塚 利明	3,966	6	0		可決 99.8(%)
小林 進	3,966	6	0		可決 99.8(%)
小川 昌宏	3,966	6	0		可決 99.8(%)
第4号議案 監査役2名選任の件				(注)2	
丸山 淳	3,970	2	0		可決 99.9(%)
松井 和則	3,940	32	0		可決 99.2(%)
第5号議案 退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件	3,764	58	150	(注)1	可決 94.8(%)
第6号議案 取締役及び監査役の 報酬額改定の件	3,964	8	0	(注)1	可決 99.8(%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。